

2022年4月28日

(TEL. 052-307-7890)

各位

会 社 名 株 式 会 社 M T G 代表者名 代表取締役社長 松 下 剛 (コード番号:7806 東証グロース) 問合せ先 専務取締役CFO 吉 髙 信

課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、2022年4月15日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」にて公表しましたとおり、同日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する366万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われましたが、その後、当社は、2022年4月22日付で金融庁長官から審判手続開始決定通知書を受領いたしました。

上記通知書に対して、当社は、本日開催の取締役会において、当該課徴金にかかる事実及 び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしま したので、お知らせいたします。

今後、当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。なお当社は、第27期 (2022年9月期) 第1四半期決算までにおいて、既に当該課徴金相当額を引当済みであり、今後の業績に与える影響は軽微であります。

当社はこのたびの事態を真摯に受け止め、引き続き再発防止に取り組むとともに、信頼回復に努めてまいります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけ しておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

以上